資料１－３

住宅の維持保全状況に係る評価及び既存住宅の性能評価に関する検討ワーキンググループ規約

（名称）

第１条　本会は「住宅の維持保全状況に係る評価及び既存住宅の性能評価に関する検討ワーキンググループ」（以下「維持保全評価・既存評価ＷＧ」という。）と称する。

（目的）

第２条　維持保全評価・既存評価ＷＧは、「住宅の維持保全・流通に関する制度検討会」の下に設置され、住宅の適切な維持保全及び流通の促進を図るため、住宅の維持保全状況に係る評価や既存住宅の性能評価のあり方等について検討することを目的とする。

（委員の任命）

第３条　維持保全評価・既存評価ＷＧの委員は、住宅の維持保全や既存住宅の性能評価に関する実態等に精通する有識者のうちから、住宅局長が任命する。

（主査の選任等）

第４条　維持保全評価・既存評価ＷＧには主査を置く。

２　主査は、国土交通省住宅局が選任する。

３　主査は、維持保全評価・既存評価ＷＧの会務を総理し、維持保全評価・既存評価ＷＧを代表する。

４　主査は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、維持保全評価・既存評価ＷＧに出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

５　維持保全評価・既存評価ＷＧにはオブザーバーを置くことができる。

６　オブザーバーは維持保全評価・既存評価ＷＧに出席し、求めに応じて発言することができる。

（維持保全評価・既存評価ＷＧの議事）

第５条　維持保全評価・既存評価ＷＧの議事は、非公開とする。

２　維持保全評価・既存評価ＷＧの議事概要については、委員に確認の上、国土交通省のホームページにおいて公開する。

３　維持保全評価・既存評価ＷＧの資料については、主査に確認の上、国土交通省のホームページにおいて公開する。ただし、主査が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

（事務局）

第６条　維持保全評価・既存評価ＷＧの事務局は、国土交通省住宅局住宅生産課に置く。

（雑則）

第７条　この規約に定めるもののほか、維持保全評価・既存評価ＷＧの運営に関し必要な事項は、主査が定める。